



建築関係手続の一部について

電子申請が可能です！

電子申請可能な手続き

下記の手続きは、「栃木県電子申請システム」により申請できます。

- 建築基準法第12条に基づく定期調査報告（建築物、防火設備）
- 建設リサイクル法※1第10条に基づく届出
- 建築物省エネ法※2第19条に基づく届出
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条に基づく届出
- 建築台帳等記載事項証明書交付申請

- ※1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律



栃木県電子申請システム
QRコード

対象市町

電子申請が可能な手続きは、栃木県（各土木事務所）へ申請する手続きです。
下記の管内市町を確認し、申請をお願いします。

管内市町	受理窓口	問い合わせ先
那須烏山市、上三川町、 高根沢町、那珂川町	宇都宮土木事務所 建築指導担当	☎028-626-3139
真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	真岡土木事務所 建築指導担当	☎0285-83-8308
下野市、壬生町、野木町	栃木土木事務所 建築指導担当	☎0282-23-3748
矢板市、さくら市、塩谷町、 那須町	大田原土木事務所 建築指導担当	☎0287-23-6615

- ※ 対象市町以外のへ申請は、各市役所へお問い合わせください
- ※ 営業時間外(17:15~翌日8:30)や祝日・休日に申請した場合、申請日および受理日は次営業日になります。
申請日が各手続き毎に定められた期日に間に合うように手続きをお願いします。
- ※ 従来どおり土木事務所窓口で書面で申請することも可能です。

問合せ先

【操作方法に関すること】 栃木県県土整備部建築課 ☎028-623-2514 (平日8:30~17:15)

【届出の内容に関すること】 上表の受理窓口にご連絡ください。

手続きの流れは
裏面参照

電子申請手続きの流れ

1. 「栃木県電子申請システム」へアクセス

- 申請する手続きごとのQRコードからアクセスしてください。

建築基準法第12条に基づく 定期調査報告		建築物省エネ法第19条 に基づく届出	
建設リサイクル法第10条 に基づく届出		栃木県ひとにやさしい まちづくり条例第16条に 基づく届出	
建築台帳等記載事項証明書 交付申請		※パソコンからアクセスする際は ①「栃木県電子申請システム」にアクセス ②「検索キーワード」欄に「建築台帳記載事項証明書」 で検索	

栃木県電子申請システム

検索

2. 申請情報を入力・申込完了通知メールの確認

- 必要事項を入力・添付書類を登録し、「申請する」をクリックして申請完了です。
- 申請直後、登録したメールアドレス宛に「申込完了通知」メールが届きます。
- 整理番号とパスワード**が記載されていますので、受理されるまでメールを保管してください。

※電子申請のため、受付印などを押印した副本はお返しできません。

※申請内容に不備がある場合、栃木県電子申請システムの「申込内容照会」ページから整理番号・パスワードを入力し、修正してください。

※修正のみの場合は、「再申込み」ではなく「修正する」から申請内容の変更をお願いします

3. 受理完了

- 申請内容が正しく受理された場合、「受理通知」メールが届きますので大切に保管してください。

データの保存方法、保存データの読み込み方法

申請データを再利用する場合は、**自身でデータを保管する**必要があります。

データを保存または読み込みを行う場合は、

申請ページ最下部にある「入力中のデータを一時保存・読み込み」からお願いします。

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- 添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- 入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み